

# 中野区教育委員会会議録

平成30年第19回定例会

平成30年7月13日

中野区教育委員会

平成30年第19回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年7月13日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時40分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

11人

○議題

1 議決事件

(1) 第23号議案 旅館業の営業許可に係る意見について

(2) 第24号議案 旅館業の営業許可に係る意見について

2 報告事項

(1) 事務局報告

① 新校舎に整備する普通教室について（子ども教育施設担当）

## ○議事経過

午前10時00分開会

伊藤教育長職務代理

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第19回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりになります。

それでは、日程に入ります。

### <議決事件>

伊藤教育長職務代理

議決事件の1番目です。「第23号議案 旅館業の営業許可に係る意見について」及び、議決事件の2番目「第24号議案 旅館業の営業許可に係る意見について」を一括して上程いたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

本議決事件につきましては、前回の教育委員会での協議の結果により、議案を上程するものでございます。

前回の教育委員会では、中野区保健所長から旅館業の営業許可についての2件の照会について、意見を取りまとめました。照会の内容につきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、保健所長は学校の敷地おおむね100メートルの区域内に旅館業の許可を与える場合は、あらかじめ清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当該学校を設置する教育委員会の意見を求めるというものです。

それでは、初めに、第23号議案をご覧ください。提案理由でございますが、旅館業の営業許可について、旅館業法第3条第4項に基づき、中野区保健所長から意見を求められたので意見を申し出る必要があるというものです。

議案の3ページ目、別紙をご覧ください。保健所からの照会の内容になります。

1番、申請のあった場所でございますが、東京都中野区東中野四丁目19番8号になります。

2番「申請者」ですが、株式会社アイオスです。

3番「営業種別及び名称」ですが、簡易宿所の営業で、名称が「G I V E h i g a s h i n a k a n o」となります。

その他、当該簡易宿所のおおむね100メートル区域内の学校は、中野区立ひがしなかの幼稚園になります。

続いて議案の2ページをご覧ください。教育委員会の意見になります。1点目は「中野区立ひがしなかの幼稚園の清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考えるが、当該簡易宿所の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と旅館業営業の健全な発展との調和を図るよう、当該簡易宿所の運用ルールの確立について配慮を求める。」

2点目でございます。「地域の良好な生活環境を保つため、当該簡易宿所の宿泊者の迷惑行為があった場合における施設管理者への連絡方法の明示や地域の住民からの苦情について真摯に臨むための体制の確保について、当該簡易宿所の管理者への指導を要望する。」というものです。

続いて、第24号議案をご覧ください。提案理由につきましては、第23号議案と同じでございます。旅館業の営業許可について、旅館業法第3条第4項に基づき、中野区保健所長から意見を求められたので意見を申し出る必要があるというものです。

議案の3ページ目、別紙をご覧ください。保健所からの照会の内容になります。

1番、申請のあった場所でございますが、東京都中野区東中野四丁目20番17号になります。

2番「申請者」ですが、ビー株式会社となります。

3番「営業種別及び名称」でございますが、簡易宿所の営業で、名称が「B E E H O U S E」となります。

その他、当該簡易宿所のおおむね100メートル区域内の学校は、中野区立ひがしなかの幼稚園になります。

続いて、議案の2ページをご覧ください。第23号議案と同様の意見になります。

提案の補足説明は以上になります。

伊藤教育長職務代理

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

両議案とも簡易宿所という言葉であらわされていますけれども、具体的にはこの「簡易宿所」というのはどのようなイメージなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

簡易宿所営業でございますが、宿泊する場所を多数人で共有する構造及び設備を主とする施設で、人を宿泊させる営業となっております。

田中委員

そうすると、24号議案のほうを見ると客室が1室で4名ということは、建物の中の1部屋だけを宿所にするということなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

24号議案のほうは、1室4名ということでございます。

渡邊委員

この資料だけではなかなか読み取りにくいところがあると思うのですが、普通の住宅の1階の部分の1室をきょうから旅館だといって、フロントもなく、ただ誰かが泊まってそこで長期過ごしていくという、おそらくそういうイメージでよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

実際の宿泊の形態、また、その使われ方につきましては、現時点では推測になってしまいますので、断定的なことについてはわかりかねる状態でございます。

渡邊委員

ここにも「健全な発展」と。発展と言われても難しいかと思うのですが、発展という言葉はいかがかなという気はするのですが、旅館業営業の健全な運営という言い方のほうが。細かく言っていないので、少し思いつきで言ったのですが、4人泊まることを8人で住まれていたりとか、そしてごみ出しなんかも自分たちでやらなくてはいけない。そしてごみのルールとかも守らなければならないとか、おそらく外国から来た方なんかが泊まられたりすると、いろいろと近所へのご迷惑とかということ。教育委員会としてはあまり関係のないところにはなりますけれども、そういうことをしっかり守っていただいて、守っていただけない場合にはどのような配慮をしていただけるのかというのも、我々の制御するところではありませんけれども、やはりその地域が散らかったり、そこが通学路であったりする以上はそういったところに気を配っていただけるよう、要望の中に。この言葉の中に「清純な施設環境と維持」というと、周囲のことが少し。その施設の中のイメージがあるので、施設環境というふうな言葉になると若干あれかなと。周囲への、近隣への何らかの「住民の苦情について真摯に取り組むため」と書いてあるのですが、このあたりももう少し、この文章で構わないと思うのですが、口頭で保

健所長には配慮していただきたいというお話をぜひしていただきたいなと思います。これは要望になります。

副参事（子ども教育経営担当）

今、ご要望ということでお話しいただきました。今回、保健所長からの意見照会ということで、引き続き、許可後につきましては保健所のほうが監視・指導ということで継続的な接触をしてまいることになるかと捉えております。その上で、我々の立場として教育環境、また子どもたちの環境に影響がないようにということで、配慮を求める内容としてまとめております。これは前回の協議を踏まえ、まとめたということで捉えてございます。

伊藤教育長職務代理

ほかに。

小林委員

今、渡邊委員からも少しお話があった部分ですが、例えばフロントなるものが存在しないでも営業できるという形態なのかなということなのですが、ここの記書きの2番のところには「施設管理者への連絡方法の明示」というのがあるわけですが、こういったものは想定としてどうふうと考えられるのか、一応事務局として想定されているのかどうか、お尋ねしたいのですけれども。

副参事（子ども教育経営担当）

フロントの扱いにつきましては旅館業法の改正がございまして、以前は玄関、帳場の基準というのがございましたが緩和されまして、要は連絡また適切な管理ができる環境をビデオカメラあるいはICT設備などを想定しているところですが、代替する機能を用意した場合には玄関帳場を置かなくてもよいという話で基準が緩和されております。

それが実際に機能するようにと、また、役割をしっかりと果たし、旅館業にふさわしい運営がされるということについては、我々教育委員会としてもしっかりと求めていくべき内容だというふうに認識しておりますので、その点も保健所長のほうにしっかりと伝えてまいりたいと思います。

小林委員

今のお話のとおりで、何か問題が起きたときにこういった私どもの機関なのか、または直接かかわる当事者がどこに連絡をとっていいかわからないという、そういった状況というのは好ましくないと思うので、そのあたりの連絡方法というか、もし問題が発生した場合の対応の仕方というのですか、そこら辺はしっかりと。今、保健所長に要望するという

ことでしたけれども、法的な縛りが無いということであればいろいろな形で私たちが少し厳しい意見を今後も言っていく必要があるのかなとは思っています。

あと、こうやって合議制で決めていくということだと思うのですが、この記書きの中で、例えば「侵害されるおそれがないと考える」とか、それから「旅館の営業の発展と調和」を私たちがどこまで言う必要があるのかとか、本当におそれがないと考えていいかどうか、何を根拠でこういうことを言うのかとか。私自身、個人的には非常に違和感のある文章なのですけれども、こういったものも果たしてこれでいいかどうか。その辺はもちろん、方向性としては私も別に反対ではないのですけれども。

というのは、今までこういうものがあまり前例としてなかったもので、もしこれが運用されているいろいろな問題が続出した場合に、今後において私たち教育委員会がどういうふうに認識しているのかというのは問われるところだと思いますので、一応、私はそういう意見を持っています。

以上です。

伊藤教育長職務代理

ご意見いかがでしょうか。

渡邊委員

今、小林委員が言われたように、こういった議題が上がってきたのは私も初めてだったものですから、こういった施設というのは中野区内に実際、今、どれぐらいあるものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

今回、営業許可申請のあった簡易宿所でございますけれども、現時点で許可しているものが12ということで保健所のほうから聞いてございます。

また、現在、申請中のものが11ということで聞いてございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

伊藤教育長職務代理

ほかに。

小林委員

そうすると、今後増える可能性があるということになると、その都度またここで協議をしていく必要が生じるという認識でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

申請施設が学校のおおむね 100 メートル以内にということでございますと、保健所のほうから都度照会が入るということになります。

伊藤教育長職務代理

私のほうからも意見があるのですけれども、先生方のご意見に賛成で、やはりどういふふうに変わっていくのかということとは慎重に考えたほうが良いと思っています。ただ、法的なことがあるので、言える範囲のことでしか言えないのかもしれないのですけれども、例えば、今度ふえていったときに、今は二つ出ていますけれどもこれが同じエリアに 10 個、20 個になったら、本当に清純な施設環境が著しく害されるおそれがないと言えるかどうかはわからなくなってきてしまうとか、そういうこともあるので、言い方がとても難しいということをおもっています。ですので、厳し目に書くというのは実際あるかなと思いました。

あとは、この意見については少しそれるかもしれませんが、教育委員会ができることとして、いたずらに不安をあおるとかそういうことではなくて、先ほどもご意見ありましたけれども、何かあったらここに言えるとか、皆さんで見守っていただくという意味でひがしなかの幼稚園の皆さんですとか、地域の町会の皆さんにお知らせのようなものとか、対策というかご協力を求めるというか、そういったことは何かできる可能性はあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

我々の立場としては、この当該ひがしなかの幼稚園に関して清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるかということについての照会ですので、回答内容としてはその部分になるかと思いますが、附帯して述べることは不可能ではないとは捉えます。

あと、先ほど渡邊委員から「清純な環境が著しく害されるおそれはないと考えるが」というところについてのご意見をいただいておりますけれども、今のお話と重ねますと、保健所長から清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて照会を受けているので、その点については答えを必要とするのかなというところで文頭につけました。その後、懸念されることについてしっかりと伝えるということで、意見とすることでどうかということでは組み立てとしては考えております。

渡邊委員

結局、清純な環境ということは、ちゃんとルールを守ってもらえるかと、そこだけに尽

きると思うのです。ルールを破ったときのペナルティーだとか、そういうものがある程度明記されない状況で、実は言うのはつらいなというところが我々としてはあると。

ですから例えば4人のところを8人で泊まっていたら、そうしたらその営業はすぐにとまるのかといたら、多分そんなこともないだろうし、夜間に大騒ぎして近所に迷惑がかかったら、そうしたらそこは営業停止になるのかといたらそんなこともないだろうし。

そういうところを考えると、やはり最初から厳しく、そういったことは守ってねと。ただ、我々教育委員会が口にするのかと言われると、言葉的にはあれですけども、教育委員会としたら風紀を乱すようなことは子どもたちの教育とか周囲の環境とかということと騒音とかという以前に、どちらかという風紀が乱れるようなものとか犯罪の温床になるようなこととか、そういうことが絶対にあってはならないという、そこに厳しい言葉というか「あってはなりません」みたいなことを教育委員会としては多少要望してもいいのかなという感じはしています。

ただ、法で守られているものを我々の言う意見でも何とも言い難いところが。なかなか難しい問題かなと思っておりますけれども、そういう意味では一つの心のブレーキにはなるでしょうから、そういうことを我々としては強目に、単純にこういうことを言うといいのか、単に、わからないことだから既にウエルカムではないよみたいなところは多少。これから一緒にやっていきましょうという感じでお話ししていただいたらいいかなと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

我々事務局としても、今、渡邊委員からのご指摘についてはすごく懸念するところではありますが、現時点で具体的にどのように営業がされるかというところの中身が見えない状況で、一方でまちの資源としては観光客受け入れとか、そういったところの受け皿にもなり得る、発展に寄与するところも期待ができる部分があると思います。そういう中で、教育環境というところを考えた場合、子どもの良好な環境を保つということを考えた場合、懸念されることについて、現時点で配慮する必要があるだろうということにつきまして、この案文には記述し、それを許可権限のある保健所長のほうにしっかり伝え、今後の監視・指導でそれを担保してほしいということでまとめてこの内容にいたしました。

小林委員

参考までに、ここにかかわる教育施設はひがしなかの幼稚園であるわけですけども、ひがしなかの幼稚園から何かヒアリングしているとか、そういうことがあるのかどうか、

それについて少しお尋ねしたいのですけれども。

副参事（子ども教育経営担当）

前回の協議のときにもご紹介させていただきましたが、ひがしなかの幼稚園の若槻園長に意見照会をして、回答書を得ています。読み上げさせていただきます。

「本園は当該施設からおおむね半径 100 メートル以内にはあるが、立地上、地形上、その直接の影響はほとんどないとする。ただし、本園の通園する園児及び保護者に限ったことではないが、地域で生活する住民にとってはどんな宿泊者が訪れ、滞在するののかについて不安がないわけではない。当該施設運営者に対しては、どんな宿泊者が滞在しているかをきちんと把握していただくとともに、宿泊時のルールやマナーを確立し、それを宿泊者に守ってもらえるよう努めていただくことを要望したい。」

以上でございます。

小林委員

私たちがここでいろいろ検討するとか協議していくことも重要ですが、やはり当事者というか現場の意見というのは非常に私たちも尊重しなければいけないので、そういう点では、ひがしなかの幼稚園の園長先生のお考えというのはそれなりにこの回答の中には反映されていると思いますので、よろしいかなと思います。

今後において、この記述そのものというよりも、地図を見れば既定の距離には入っていませんけれども、中野東中学校が現実に関ここにあるわけですので、行動半径を考えれば幼稚園の園児と中学生の生徒がどうなるかということ考えたときに、当然こういった情報その他もしっかりと学校のほうにお伝えするなり、そういったこともしていく必要があるかと思っておりますので、これはどの部署でやるかというのはあると思いますが、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤教育長職務代理

私のほうからもあと一つ。今回、判断の材料としては決められたものが来て、それで我々も討議をしたわけですが、決められたもの以外にもきちんと自分たちは地域と一緒にやっていくのだということがわかるような資料を業者のほうにも任意で出していただくように、保健所から要望していただくとか、そういうことの要望みたいなことももしできるなら伝えていただけると、今後、たくさん来たときに判断するときにはいいかなと思ひます。最低限のものは出していただひているので今回は判断しましたけれども、できるならきちんとやっている業者であつて、こういう趣旨でこんなことをしていくという、もう少

し詳しい資料を出してもらえないかということをごちらのほうからもお伝えいただくとありがたいかなと思いました。

副参事（子ども教育経営担当）

今後、申請があり、また照会があった場合につきましては、可能な限り情報を得られるようにということで、保健所のほうにも働きかけをしていきたいと思います。

伊藤教育長職務代理

よろしくをお願いします。

では、ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

では、ないようですので、初めに第23号議案について簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第23号議案を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定しました。

続いて、第24号議案について、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第24号議案を、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定しました。

以上、これで議決事件としては終了いたしますけれども、要望事項等よろしくお願いたします。

<報告事項>

伊藤教育長職務代理

次に、報告事項になります。

報告事項ですが、委員活動報告については事務局からの報告はございませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いたします。よろしいですか。

<事務局報告>

伊藤教育長職務代理

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目です。「新校舎に整備する普通教室について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

6月8日にご協議いただきました「新校舎に整備する普通教室について」、いただいたご意見等踏まえまして取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

中野区立小中学校施設整備計画における標準仕様を踏まえまして、整備していく新校舎の普通教室につきましては、多様な学習形態に対応できる環境とするとともに、児童・生徒が生活していく上で魅力があり、安心して過ごすことができる場として整備してまいります。

整備の主な視点について、ご説明させていただきます。まず、採光、通風等の確保に留意するとともに、学習環境として求められる掲示スペースを壁面に十分確保してまいります。

また、教室の前面にスライド可能な電子黒板を整備するほか、視認性や利便性、材質等に留意したホワイトボードを整備してまいります。

児童・生徒にとって豊かな教育環境となるよう、天井の形状を工夫の上、整備してまいります。

収納設備をつくりつけにより整備してまいります。

児童・生徒の発表等において教壇が必要な場合においては、移動式の備品により対応してまいります。

現在、設計業務を進めております新校舎の供用開始時期につきましては、みなみの小学校、美鳩小学校が平成32年9月、中野第一小学校、中野東中学校が平成33年4月に供用開始を予定してございます。

ご報告は以上です。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

前回の協議をしっかりとめていただいて、ご苦労さまでした。

一つ、そのときも話が出ましたが、教壇を移動式にするということで、そのほうがいろいろ使いやすいという話でしたけれども、使わないときというのは教室の中のどこ

かに置いておくという形を想定しているのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

こちらにつきましては備品として整備いたしますので、例えば教室外の物置、倉庫等に通常は置いておくと考えてございます。

田中委員

そうすると、通常、使わないときには教室の中で邪魔になるということと変ですけども、スペースをとるようなことはないということですね。

副参事（子ども教育施設担当）

教室内には備品として置くと支障があるということが考えられますので、必要なときにほかから持ってきて使っていただくと考えてございます。

伊藤教育長職務代理

その他ございますか。

渡邊委員

ありがとうございます。自分たちも何度も協議していても、新しいものをつくるとなると不安が残るもので。

一つ自分でも少しわからなかったのですけれども「天井形状を工夫のうえ整備する。」という言葉で、具体的にどんな天井整備とかができそうなのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

学校によっては、用途地域により高さ制限があるところがございます。そちらにつきましては階高の制限を受けますので、一部、下がり天井等の教室が出てくるところでございます。そういったところにつきましては、子どもたちの教育に支障がない範囲に下がり天井を設ける等、天井の形につきましても全体計画、教育環境を見据えた上で形状を決めていくと考えてございます。

渡邊委員

できる限り空間を広げて、すばらしいものをつくっていただきたいと思います。

教壇なんかに関しても、今、移動式また取り外し式とかと書いてあるのですけれども、これについては教壇がどうだこうだという話もありますけれども、やはり可能性と柔軟性をもった学校にしていくためには、こういったことの検討も。単にものを置いてぼんというのでは、これは昭和30年代の考え方なので台を持ってきてその上に立てみたいなのだと、もう少しできる限りぎりぎりまでいろいろなことを検討していただきたいなと思います。

台を持ってきて、その台の上にぼんと、みかん箱の上に乗れでは本当に昭和 30 年代の考えがそのまま風習されて、少なくともそこから 50 年はたっていますので、もう少し何か。なかなか自分たちの頭では思いつかないのですけれども、そういう意味でも何か一つずつ。

それと、専門家でいらっしゃるとは思うのですけれども、光だとか採光、通風とかそういう意味での環境整備は特に気をつかっていただきたいなと思います。

それともう 1 点なのですけれども、収納設備についてはつくりつけというの、ここもつくってしまうと邪魔になるとどけられないと。いつもの学校の中のパターンで、これがあるゆえにという、このあたりも最後の最後まで十分に検討の上で。行政は決定事項にするので、ぎりぎりまで十分考えた上で皆さんと検討してやっていただきたいと思っています。これも要望になります。

伊藤教育長職務代理

他に、ございますか。

小林委員

教育の施設とか設備とか、どうしても予算とのかかわりがありますので、言い出すときりがない部分もあるので、現状においてはこういう形でということになるかと思っています。

考え方としては、最初の部分で「魅力ある」というのは当然で、子どもたちが学習意欲を高めていくということ。安心して過ごせるということで、言葉尻なのですが「安全な」という、やはり安全に過ごせるという視点も。「安全と安心はどう違うの」という議論もあると思うのですが、今後はいろいろなところこの文章その他を出す場合には、少しそういったことも考えていかなければいけないかなと。

それから教壇に関しては今、渡邊委員がおっしゃられたとおりだと思います。ただ、ここでのこの表現は「児童・生徒等の発表等」ではなくて、教師も含めて「多様な学習形態を展開していくために」ということが正しい言い方だと思います。私も仕事から、7 月に入っただけで今、記録を見ると都内の学校 4 地区 5 校を見てまいりましたけれども、その 5 校のうち 3 校に教壇があります、常設されています。小学校 2 校、中学校 1 校です。はっきり言うと邪魔ではないですね。物置に置いたらほとんど使わないというのが現状で、これは予算の無駄だと思います。そういったのが現実ですので、もう少しいろいろなところを見ていく必要があるかなとは思っています。

そのあたりのところは今後の課題ということで、もう少しいろいろな形態を私たちがしっかりと見ていくというか、当たり前ものを当たり前にしなくて、いろいろなことがあるのだということを私たち自身が見ていく必要があるのではないかなと思うのです。これは教壇だけではなくて、黒板の存在も、これは大分クリアしてホワイトボードとかということがありましたけれども、何回もお話しするように10年前から区全体がそういうふうになっているところもあるくらいですし、国語的なとめとかはねとかも全然問題なく行われていますし、あとはなれの問題ということで、予算的なものはいろいろ考えがあるでしょうけれども、安全や利便性とか映像のことを考えると有意性がどっちにあるとか、そういったものを、少しでもいいものを中野の子どもたちに提供していくということ。今までこうしていたからこうしようという発想ではなくて、これからも追求し続けていくといいかなという思いであります。

以上です。

副参事（子ども教育施設担当）

今回、こういった形でまずは普通教室の仕様を決めてまいりましたけれども、今後また新たな学校の、新校舎整備は進んでいきますので、その中でこちらに捉われずに新しい教育環境がどんなものかというところは検討を進めていきたいと考えてございます。

伊藤教育長職務代理

私のほうからも意見があるのですけれども。

同じなのですが、採光、通風とか、今暑いですので空調がうまくきくとか、多方面から検討していただきたいと思っております。

掲示スペースと書いてあるのですが、例えばオープンスタイルの学校は廊下と教室を分ける壁というのはなくて、そこに可動式のロッカーを置いたりとか、小さな仕切りで済ませているところもあつたりします。ですので、発想を変えれば、廊下の窓を高くすると閉塞感があつたり通風が悪いので、そこは低いものにして、その下にロッカーを置いて後ろの壁面は全面掲示とか全面ホワイトボードにして、後ろの壁面は全部に落書きができるとか、夢のあることも考えられると思うのです。

そういうふうになると、もしかしたら廊下のほうには子どもがいるから歩きにくいとおっしゃるかもしれないのですけれども、学習のスタイルとしてコの字型というか、今のこの部屋のように会議型にしていれば、どこの壁面も後ろは同じ条件になりますし、もう少し柔軟に考えていただいて夢のあるプランかつ使いやすい合理的なプランを、もう少し工夫し

ていただけるとありがたいかなと思っております。

以上です。

では、その他、ご発言ございますか。

それでは、本報告は終了いたします。

その他、事務局から報告ございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

特にございません。

伊藤教育長職務代理

私、自分で委員活動報告を失念してしまったのですが、教育委員としての活動ではなかったのですが、文京区にあります「ビーラボ（b-l a b）」という中高生の児童館に行ってみりました。非常にたくさんの子どもが驚くほど来ていて、多様な活動を所狭しと行って、もちろん勉強している子もいますし、地域をよくするプロジェクトみたいなこととか、様々な、自分たちでやるイベントですとかいろいろなことをしていて、中高生も学校とは違う場で集って積極的・主体的に行動していく、現実的にアクションを起こしていくような場も子どもたちは意外と求めているのかもしれないなと思いました。

以上です。

その他はないでしょうか。

それでは、最後に事務局から次回開催についての報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

次週の7月20日金曜日の教育委員会につきましては、非公開の議事のみを予定しております。したがって、公開の教育委員会につきましては、7月27日金曜日、午後7時から区役所5階教育委員会室で開会いたします。

当日は、夜の教育委員会となりまして、協議のテーマにつきましては「特別な支援が必要な子どもたちへの支援について」を予定してございます。

以上でございます。

伊藤教育長職務代理

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第19回定例会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午前10時40分閉会